

## 公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「この法人」という。）の定款第14条第3項及び第32条第3項の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者を言う。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者を言う。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者を言う。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員には、報酬及び費用を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額800万円以下として千葉県の一般職員の給与を参考に理事長が定める。

月額については、理事長が別に定める。

3 常勤役員には、賞与、退職手当は支給しない。

4 常勤役員が、この法人の職員を兼ねる場合は、役員としての報酬は支給しない。

5 非常勤役員及び評議員には報酬は支給しないが、費用は支給することができる。ただし、特別な職務を執行した役員にはその対価として報酬を支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、年額報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程で定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、この法人の設立登記の日（平成22年12月1日）から施行する。